

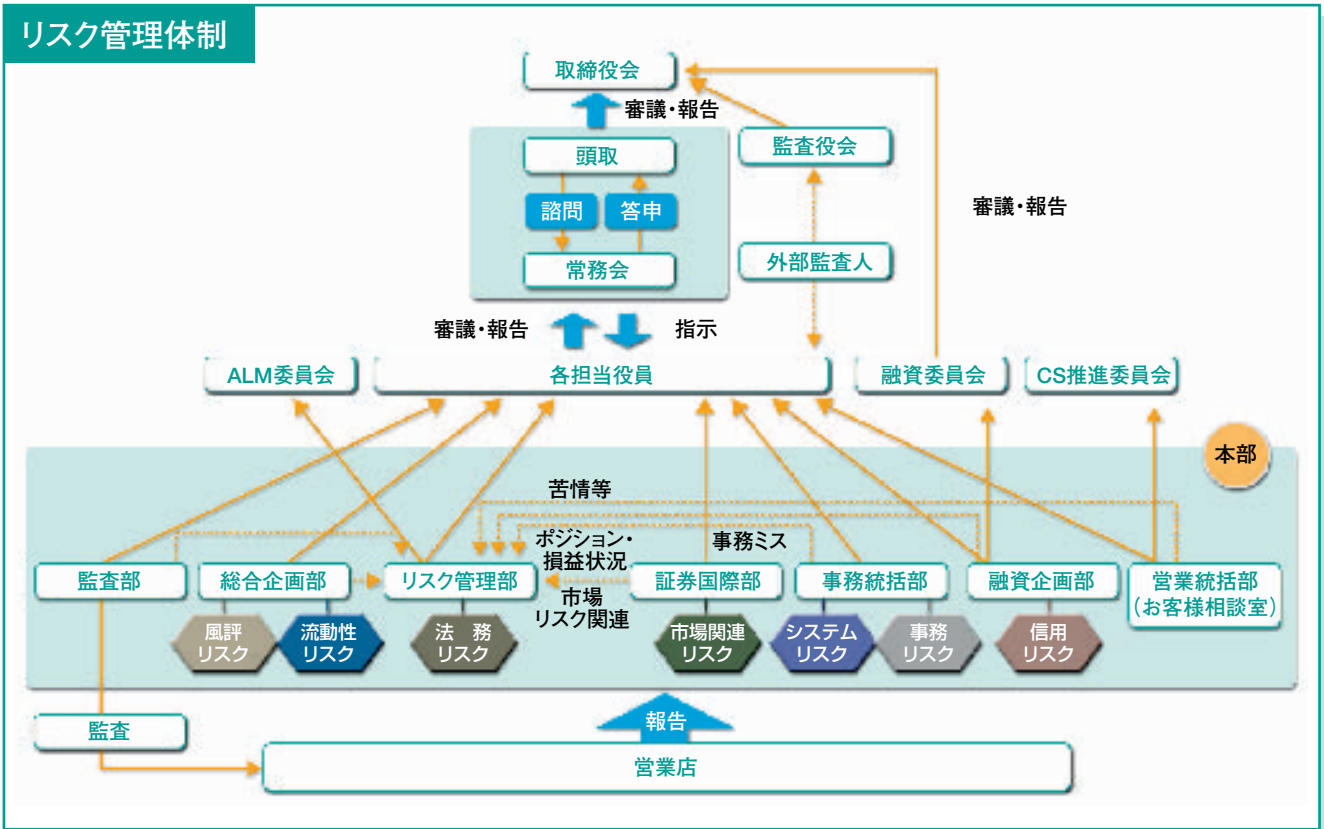
リスク管理への取り組み

リスク管理体制

銀行の資金運用、調達手段の多様化や取り扱う商品の増加により、銀行はさまざまなリスクを適切に管理する必要に迫られています。これらのうち、特に銀行が注意すべきリスクは、貸出金が回収できなくなる「信用リスク」、市場金利の変動で貸出金や預金の価値が上下する「金利リスク」、相場の変動で投資対象の国債や株式などの価値が変動する「市場関連リスク」、資金の決済が滞る「流動性リスク」、不適切な事務処理により損失を被る「事務リスク」、コンピューターシステムでトラブルが発生する「システムリスク」などです。

りゅうぎんでは、このようなさまざまなリスクを適切に管理することを目的に、リスクの種類ごとに管理部署を設置し、これら専門部署から統括部門であるリスク管理部へ重要なリスク情報を集約する体制を敷いています。

集約されたリスク情報は、各専門部署やリスク管理部で分析された後、ALM委員会で議論し、重要性を勘案して決定機関である常務会や取締役会で審議するなど、経営陣が各種リスクへの対応策を適切に決定する体制となっています。



法令等遵守 (コンプライアンス) の体制

金融取引では、公正な競争の確保、インサイダー取引の禁止、マネー・ローンダリングの防止など、遵守すべき法令やルールが多数存在するほか、社会規範を逸脱することがないよう、不健全な融資や営業活動を慎み、誠実で公正な行動をとることが求められます。

りゅうぎんは、こうした法令やルールを厳正に遵守するため、コンプライアンス統括部署としてリスク管理部を設置するとともに

に、各本店にコンプライアンス統括責任者（部長、支店長）ならびにコンプライアンス担当者（副部長、次長、副支店長等）を配置し、日々のチェック体制を強化しています。また、全役職員に対し「コンプライアンス・マニュアル」を配布し、コンプライアンス関連研修や各部署における勉強会などを通じてコンプライアンスの周知、徹底を図っています。

りゅうぎんは、コンプライアンスを着実に実現するため、コンプライアンス・プログラム（実践計画）を策定し、コンプライアンスに関する諸施策や担当部署等を明確にしています。具体的には、リスク管理部において新商品やサービス等が法令等を遵守しているかどうか事前に確認しているほか、各部署においてコンプライアンス・チェックを定期的実施しています。また、コンプライアンス・プログラムの実施状況をフォローし、定期的に経営陣に報告しており、こうした諸施策を着実に実施していくことにより法令等遵守体制の強化に努めています。

インサイダー取引：内部者取引ともいい、職員が業務上知り得た未公開の情報に基づき、株式等を売買することで、法律で禁止されています。

マネー・ローンダリング：日本語では資金洗浄といい、麻薬や各種の犯罪等を通じた不正な利益を預金や為替、有価証券等取引を通じて正当な収入に見せかけたり、資金の真の所有者を分からなくする行為です。

ALM管理 (Asset and Liability Management 資産・負債総合管理)

ALM管理（資産・負債総合管理）とは、収益に直結するリスクを銀行の経営体力の範囲内に収めつつ、安定的かつ持続的に収益を増加させるために、銀行の資産・負債を総合的に管理することをいいます。

りゅうぎんでは、金利リスクをコントロールするための手法として、スプレッド収益管理を導入しています。スプレッド収益管理は、銀行がお客様と行う預金・貸出金取引や銀行が独自に行う対マーケット取引などが、個別に市場金利と比較して効率的に行なわれているかを分析する**管理会計制度**です。これにより、銀行の資産・負債に潜む金利リスクを的確に把握することが可能になりました。

さらに、りゅうぎんでは、スプレッド収益管理に加え、信用リスク、市場関連リスク、流動性リスクなどを一元管理するALM体制を敷いています。ALMの基本方針を決定するALM委員会では、市場動向の把握・分析に加え、金利リスク量を計量化する**bpV法**などのリスク指標を用いて部門毎のリスク量とリスクの許容限度、収益とリスクテイクのバランスなどを十分に検討し、リスクを所定の範囲内にコントロールし、収益の安定化を図っています。

また、市場関連リスクや信用リスクを客観的に計測するために、新しいリスク計量化手法である**VaR法**などのリスク管理手法の高度化についても取り組んでおり、現在、実用化に向けてデータの蓄積を進めています。

管理会計制度：管理会計制度とは、単年度の収益状況などの情報を株主やお客様へ提供する財務会計制度と異なり、企業の収益管理や政策立案に役立てることを目的に、企業が独自に実施する会計制度です。

bpV法 (basis point Value法)：金利変動によって価値が変動する資産や負債のリスク量を計測する手法のことです。たとえば金利が1%上昇したときに、国債の価格がどの程度変化するかを計測し、その価値の変化額をリスク量とします。

VaR法 (Value at Risk法)：価格が変動する資産や負債を過去の価格変化のデータに基づき、統計的な手法を用いて考えられる最大の損失額を計測する手法のことです。たとえば過去5年間の株式相場の変動を基に、現在保有している株式で最大いくらの損失が発生するかを計測し、その金額をリスク量とします。

リスク管理への取り組み

信用リスク管理

信用リスクとは、お取引先の倒産や経営悪化などにより、貸出金などの元本や利息が当初の契約どおりに返済されず損失が発生するリスクであり、お客様の預金を安全、適切に運用する責務を負う銀行にとっては、最も本質的なリスクといえます。

りゅうぎんでは、貸出資産の健全性の向上を図るため、営業関連部署から独立した組織である融資企画部において信用リスク全般を管理し、さらに、営業部門・審査部門から独立するリスク管理部において、資産の自己査定実施プロセスを検証するなど、信用リスク管理が適正に実施されているかを監査しています。

信用リスクの具体的管理手法としては、まず、「融資運用方針」を設定して、特定の業種・企業・グループなどへの与信集中を排除しています。信用格付制度については、格付対象先を拡大するなど制度の充実に努めるとともに、信用リスク定量化の高度化に取り組んでいます。さらに、信用格付および信用リスク量の計測結果は、与信ポートフォリオ分析やリスクに見合う適正金利の算出などを通して、与信ポートフォリオ体制の構築、プライシング運営の適正化に反映させています。こうした取り組みに加え、独自の自動審査システムの導入などにより、担保価値に過度に依存することなく、返済能力に十分に留意した貸出審査を徹底しています。

市場取引にかかる信用リスク管理は、主に公正な第三者である格付機関の評価を用い、格付ランクに応じた取引限度額を設定しリスクの管理を徹底しています。

信用格付制度：りゅうぎんでは、企業などの信用度を正確に把握し信用リスク管理を精緻化することを目的に、企業の財務状況や資金繰りなどの財務データと経営者の能力や技術力などの定性的データに基づき、お取引先の信用度を13段階の格付に区分しています。この格付は、貸出の決裁権限や金利適用基準、お取引先の業況管理基準などに幅広く活用しており、信用リスク管理の根幹をなす指標となっています。

信用リスクの定量化：りゅうぎんでは、全国地方銀行協会が開発された信用リスク情報統合システム [CRITS=Credit Risk Information Total System] を用いて、信用格付ごとの倒産確率の算出や、信用リスクの定量化（統計的手法によりリスク量を数値化すること）を行っています。さらに、信用格付や債務者区分の遷移分析、データの蓄積を進めることでリスク量測定の精緻化を図っていきます。

プライシング運営：りゅうぎんでは、信用リスクの定量化で算出した格付ごとの倒産確率と、不動産担保や保証協会などの保証による貸出の保全状況をベースに、事業性貸出の金利を決定する貸出金利ガイドラインを設定しています。このガイドラインを適切に運用することで、担保に過度に依存することなくお取引先の資金ニーズに積極的に対応していきます。

市場関連リスク管理

市場リスクとは、金利や為替相場、株価などの変動により、保有する金融資産の価値が変動し損失を被るリスクをいい、これに市場取引に係る信用供与先の財務状況悪化などにより損失を被る信用リスクや、決済リスク、事務リスクを含めて市場関連リスクといえます。

りゅうぎんでは、自己資本・収益力・リスク管理能力などの経営体力を勘案の上、許容可能なリスク量をあらかじめ定め、市場リスクのコントロールと収益の安定的な確保に努めています。

体制面では、市場取引（フロント）業務、市場リスク管理（ミドル）業務、事務管理（バック）業務を厳格に分離することで、相互牽制が有効に機能する体制を整えています。たとえば、市場リスク管理業務部門においては、市場リスク量を常時モニターできる体制を整えており、計測した損益状況やリスク量を定期的に経営陣に報告しています。また、事務管理業務部門は市場取引業務部門が約定した取引内容をチェックしています。

流動性リスク管理

流動性リスクとは、市場環境の悪化などにより、必要な資金が確保できずに資金繰りがつかなくなるリスクや、通常より著しく高い金利での資金調達を余儀なくされるリスクをいいます。

りゅうぎんでは、資金調達・運用構造に即した適切かつ安定的な資金繰りに加え、安全性・収益性のバランスを考慮した効率的な資金調達・運用を基本方針としており、日々の資金繰りを担う“資金繰り管理部署”と資金繰り管理部署の手法ならびに手続きなどの適切性を検証する“流動性リスク管理部署”を明確に区分し、相互に牽制する体制としています。

管理手法としては、支払準備額や預貸率等について、それぞれリスクリミットを設定し、モニタリングを実施することで、流動性リスクの状況を管理しています。また、不測の事態に備えて、資金繰りの状況を逼迫度に応じて4段階に区分し、それぞれの局面において権限者、対応策などを定め、速やかに対処できる体制を整えています。

事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠ったり、事務面における事故、不正を引き起こすことにより、損失を被るリスクをいいます。

りゅうぎんでは、業務の多様化や取引量の増加に適切に対処し、想定される事務リスクを回避するために、機械化投資の拡充と営業店後方事務の集中処理を積極的に進め、業務の効率化と事務リスクの圧縮に努めています。

また、事務水準の向上や事務事故などの未然防止の観点から、本部の専任者が直接営業店で事務指導にあたるほか、業務別・階層別事務研修において事務取扱規程に基づく正確な事務処理の励行を徹底しています。

本部各部、営業店において「部店内検査」を毎月実施するとともに、監査部が本部、営業店ならびに子会社等に対して、年1回以上の「立入監査」を実施するなど、事務処理全般に係る厳正な内部監査を実施しています。内部監査にあたっては「金融検査マニュアル」を踏まえたプロセスチェックの手法を導入し、事務リスク管理態勢の適切性・有効性を検証しています。

システムリスク管理

システムリスクとは、コンピューターシステムの停止・誤作動および不正使用などにより、金融機関が損失を被るリスクをいいます。

最近の銀行業務のコンピューター化、ネットワーク化の進展により、コンピューターシステムの停止が社会に与える影響は一層大きくなっており、コンピューターシステムを適正かつ円滑に運用することは、お客様に質の高いサービスを提供するうえで極めて重要なこととなっています。

りゅうぎんでは、コンピューターシステムの安全対策として、無停電設備を備えた建築構造的にも堅牢なコンピューターセンターを保有するとともに、コンピューター機器や通信回線の二重化によるバックアップ体制を構築しています。また、災害や障害に備えた危機管理計画（コンティンジェンシープラン）を策定し、不測の事態に対応できるよう万全を期しています。個人情報・機密情報等のデータ管理では、マニュアルで管理方法を明確に定めるとともに、データ使用者の制限や特定を行う本人確認システムを導入するなど、データの不正利用・流出を防止する体制を強化しています。

また、システムの開発・運用においても、システムリスク管理方針・管理規程等を定め、コンピューターシステムの適正かつ円滑な運用体制を整えています。